慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	氏神鎮守と社会構造の関連に関する一考察(二・ 完)
Sub Title	A study on Ujigami-Chinju (guardian god of community) and social structure (2, end)
Author	米地, 実(Yoneji, Minoru)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1971
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.44, No.6 (1971. 6) ,p.40- 72
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19710615-0040

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

氏神鎮守と社会構造の関連に関する一考察（二・完）

米地　実

一、はじめに
二、生活組織と氏神鎮守（以上本誌第四十四巻第五号）
三、集団と守護神――氏神鎮守と家の互助集団――
四、村落生活組織の基本類型と氏神鎮守
五、氏神鎮守の階統的性格
六、祭祀組織と全体社会
七、結びに代えて――祭祀組織と国家統制――

三、集団と守護神
――氏神鎮守と家の互助集団――

日本人の信仰ということを考えると、人々の個性への自覚が高まっている現在においても、個人信仰が一般的な信仰の形態であると云うことはできない。もちろん個人の信仰がないわけではない。しかし、日本において個人信仰が果してあるの

であろうか、という疑問すらいだかざるをえない状況である。これは何も今に始まつたことではない。この問題は簡単に結論づけられるものではない。歴史的にみると、日本人の信仰は神道、仏教、その他の信仰を問わず、その多くは集団の守護神（仏）信仰として成立していた。

たとえば、個々人の神仏への祈願も病気平癒などのかたちで確かに存在した、そのようなばあいは特別なときではあつたが、たとえ個人の信仰を各自がもつたばあいでも、個々人は彼の所属する集団の守護神に対する信仰を同時にもつていた。家、同族、各種の組、村落、町、都市、大名領国、統一国家等のすべては、それぞれの守護神をもつた、またそれらばかりではなく職業集団、年齢階梯集団、性別その他特定の契機によつて結びついた集団であつても、守護神をもつた。すなわち、集団としてそれらを祭祀することがあつたし、むしろ、それは極めて普通のことであつた。換言すれば、いろいろな集団に幾重にも属する人々はこれらの守護神を同時に重層的に信仰した。一般にそれらの守護神の祭祀は集団の代表者が集団の成員を代表して司祭するのが慣行であつた。だからそれらの集団の政治的側面やその他の諸側面とそれらの守護神に関する祭祀は密接に関連し合つていた。従つて、集団と守護神祭祀との関係を検討することによつて、集団や集団相互の関係を象徴的に把えることが可能となる。

ここでは有賀喜左衛門の所説を中心に論を進めてゆきたい。(1)

有賀は研究活動の初期よりこの問題をとりあげており、その独自の説を随所に展開している。ここにそれを示すと、有賀はおおよそ、次のように説べる。(2)

すなわち日本人の信仰が集団の守護神信仰を基本とするので、まず家についての検討が基礎的な作業となる。有賀は家の信仰を基礎にすえて、日本社会の信仰のあり方を社会構造との関連において把えるのである。すなわち、「いかなる民族といえどもその民族に共通なる信仰を持つかぎり、家族そのものの信仰の内に閉じ籠つて、絶体にそれから出ることのできな

いという性質はないにちがいない」と述べさらに、「個々の家族が民族に共通な信仰に結合する性格にはそれぞれ異なるものがあるように思われる」と述べているが、この場合に民族或いは文化の違いを指摘しているのか、各家族ごとの違いを説くのか不明であるが、多分前者であると思われる。

日本村落の同族団の祭神について、「日本の村落における同族団体の祭神は彼らの守護神であると共に、それは国民的信仰の中心となる神々を祀つていた。」と述べているが、祭神についてはより厳密には国民的信仰の中心となる神々と同じものを勧請したりして祀つていたと表現する方がよいと思う。すなわち村落の人々が一般に同族神として伊勢神宮やその他の神社を直接に祀るということはないからである。

さらに「村落におけるそれぞれの同族団体は別個に祭神や小祠を持ちそれらを祭祀しても、他の同族団体の人々がそれに参加することもあつたので、村落内部においては、厳密には排他的ではなかつた」と述べるが、「参加する」ということの内容は広いので誤解をまねく、ここでは「参拝などすることもあつた」と考えるべきであろうし、「厳密には排他的ではなかつた」と断定することはできないのではないかと思われる。

氏神鎮守については「村落の氏神鎮守は、それを祭祀するものの範囲は村落の地域にはつきりきまつていた。」ことは事実であつたが、「この氏神鎮守はおそらく村落における同族団体の氏神から発展したものであろうと思われるが、それは、主として祭祀を行うものがその村落の主要な同族団体の代表者であつたことから推定できるのであつて、それを宮座の発展にみることができると思う。」と説くが、氏神鎮守の成因については簡単にこのように結論づけられるものではないように思われる。この場合、主要な同族団が古くから氏神鎮守の祭祀を継承していればそのようにも考えられるが、その時々の主要な同族団はかつての有力な同族団の氏神鎮守を祀る場合もあるが、新しい祭神（領主やその他の）を改めて祀つたり、合祀したりいろいろの場合が考えられる、とにかく簡単に断定はできない。

「今日、ある村落の鎮守は村落の同族団体の祖先などを祭祀するものとは少しも考えられていない。祖先神がある場合でも、それらは村落の氏神鎮守以外の小祠に祀られるか、多くは墓地、仏壇、盆の精霊会において祖先の存在を考えるにすぎない。それも多くは仏教と習合しているのであって、このことは注意しなければならない。小祠の祭神は、少くとも中世以来、純粋な祖先神はほとんど考えられていない。同族団体の祭神もはじめは何らかの意味で祖先神であったであろうが、」[3]と説くが、幾つかの問題を含くむ、「純粋な祖先神」という表現はよく分からないが、本当の先祖、あるいは現実の先祖といわれるものであると思われる。同族団の祭神が祖先神であったかどうかは断定できないように思われる。結論として述べるわけにはゆかないが、出自の先祖、又は何らかの機能神、領主の氏神の祭神であったかも知れない、しかし有賀の説明には墓地とは意味が異なっているということは明確に示されている。また本家の先祖が同族団の小祠の祭神であったかもしれないが疑義もあり何とも断定できない。ノオレンウチでは本家の現実の先祖を祀ることが一般的であったが、これは氏神（社）としてではない。

次に示す有賀の所説は部分的には賛成できない箇所もあるが、誠に示唆的な卓説であろう。先の文章につづいて、「上級の領主に同族的系譜をもって結合したのが通例であったので、それ自身の祭神に閉じ籠ることを捨てて早くから上級領主の氏神を勧請する形式が生じていたと考えられる。それゆえ、村落の氏神祭祀が一定の限度の人々によって行われたとしても、氏神鎮守の祭神はすでに村落そのものの神に限られてはいなかった。そして同族団体の祭神ですら上級領主の大氏神の祭神を勧請していた。」、さらに「中世においては、まず地方豪族の氏神に結合することがきわめて多かったが、現代はさらに発展上向して国民的信仰の中心にただちに集中的に結合した。それゆえ、氏神鎮守が地方豪族の氏神（たとえば諏訪、香取、鹿島、熊野など）を勧請したものとされている場合でも、今日では、共同祈念の中心は伊勢大神宮であり、天皇であるというのが現実であって、明治維新による統一国家の成立により大名領知時代の分国の中心的信仰からさらに上昇して、今や一点

に集中した感がある。村落の氏神祭祀が国家組織の進展に相応じているというのは、誠に興味あることであり、家と国家組織とは全く異なる社会集団ではあるが、その中間の複雑な組織を媒介として相互制約する事実に注目したい。」と説べる。すなわち、村落が地方領主の勢力下に入るとともに、その領主の氏神を勧請したり、それに代えたり、合祀したり、また祭神を改めて変えなくても、領主の氏神を本社とする末社となり、本末の系譜に入つた。このような関係は中世、近世にすでに見られる。決して明治期に初めて生じたものではなかつた。明治期においてはそれが国家全体に及んだということである。従つて明治期における伊勢神宮を頂点とする神社制度の確立は伝統的基盤の上にあつた。

有賀ののべるところは、きわめて示唆的であるが、なお具体的に検討しなくてはならない余地は多く残されている。

村落の氏神鎮守の上下への連係の性格を基礎づけるものは政治関係であつた。また氏神鎮守の性格は日本社会の性格に規定されており、さらにその基礎には日本人の神とのかかわり方の性格が示されているのである。

さらに有賀は氏神鎮守の性格について、分析をすすめる。すなわち、

古代における氏神の性質は氏上と、氏上と一定の政治、社会的関係をもつて生活する人々にとつて守護神となつたということが、その基本的なものであつたことである。これを別のことばでいえば、基本的には氏神とは氏の政治領域の鎮守であり、氏の領域を守護するものであつたということである。

右の性格は後世の政治構造に規定された本社末社の系譜関係として成立する。それゆえ村々の神社の性格として表われるのであつた。そしてこれらの後世の神社を氏神とか、鎮守とか、産土神とかいつても、それらを貫ぬく性格は要約して表現すれば、村落や同族団などの守護神として成立していたということなのである。(4) さらに、氏神が氏上の支配する氏の領域の守護神であつた、という政治的意味をもつことから考えると、一人の支配者（天皇）が国家を統一すると、その支配者はどうしても支配下にある全領域の氏神をもたなければならなかつた、またその氏神はその支配下にある氏上の祭祀する氏神と性

格的には同質であり、さらに支配下にある氏上は自己の氏神とともに、上位の氏神をもつことになつたと考えなければならない。(5)

そして、奈良朝中期の国分寺の設置の意味は一種の守護神信仰を基盤としたものであり、そこには新しい政治組織の基礎となる新しい氏神信仰の階統構造を成立させようとする律令政府の意図があつたことを示すことでもある。(6) というように説き、政治制度と氏神（氏仏）信仰組織との結合が意図されたものとして、国分寺設置の意味について触れている。さらに氏神信仰の本質について、古代より現代にいたる歴史的な考察を踏まえたうえで、氏神信仰の本質は、政治的階統構造と結びついた本社末社の系譜関係としてみるべきである、と説き、中世や近世の複雑な政治機構の変化を経過したのち、明治に至つて、再び伊勢神宮を氏神信仰のヒエラルヒーの頂点に押しあげて来た事情をみれば、これらのことはけつして理解しにくいことではない。(7) といつている。氏神信仰の本質を政治的階統構造と結びついた本社末社の系譜関係であるという基本的な見解には私は同意したい。明治初期に、伊勢神宮を氏神信仰の頂点に押しあげてきた事情についての検討は、なお充分な吟味が必要である。この間において、維新政府の伊勢神宮を頂点に押しあげたいろいろの施策があつたという経過を具体的に示す必要がある。もちろん政府がどのように企画したとしても、それが多くの人々に支持されなくては実現しないのであるから、多くの人々の意識の中には伊勢神宮を押しあげることを否定するものはなかつたと思われる。むしろ新らたな統一国家にとつては、そのようなものの存在こそとうぜんであるという歴史的伝統があつて、それが明治政府の政策を創り出させた側面とそれを受け取る人民の側の伝統的基盤があつたということである。さらに、氏神は氏の全領域（その住民を含む）の守護神として成立したと思われる。この基本的性格は後代の神社に伝えられ、そして大小の集団はその生活領域における守護神を持つことが顕著に見られた。司祭者はそれぞれの集団の一人の首長か複数の指導者が担当した。(8) とのべる。

ここで領域と称するばあいは一定の支配被支配関係を基礎とした地域的拡がりを含む概念であるが、生活領域と表現され

たばあいには単に領域と示されたばあいの意味とは異なることは明らかであろう。生活が地域性を媒介として成り立つことはとうぜんであり、その限りにおいて地域的拡がりを前提としているが、生活領域と称するばあいは、生活の各構成要素を契機とする生活ないし社会関係として他と区別されるものを意味する。生活領域と等置されるばあいもあるが、その展開において生活領域が領域内外において分離されうるときにいたり領域と生活領域は別個の実態を示すようになる。概念としては両者は別個のものであることはいうまでもない。

一定の領域ないしは生活集団を包括的に守護するものとして信じられる神に対して、特定の機能について力を持つ神を機能神とするならば、前者を包括機能神、あるいは集団の生活を包括的に守る神という意味で基礎神と称してもよい、たとえば一国や大名領国または村落や家や同族の神々がそれにあてられるであろう。そしてこの生活を包括的に守る神、包括的機能神あるいは基礎神ともいえる神と機能神として請け入れられる神の具体的な関連の仕方が吟味される必要があろう。これらは本質的には祭神によつて分けられるものではなく、その請け入れ側のもつ諸条件によつて決定されるものであつた。しかしこの基礎神は本来的には祭祀する人々の氏神鎮守であることが条件になつたものと考えられる。この基礎神以外の多くの機能神を請けいれるにいたらしめたものは、社会の変化に伴つての社会分化現象に求めることができよう。有賀はこの両者の関係についてのべる。すなわち、諸大社の諸神を神棚に合祀する風習は、イロリやカマドの神とは別な過程があつたのであろうか。カマドの神にしても決して単なる火の神ではないから、このように諸神の合祀が可能になつたのである。火の神の成立も機能神の考え方から来るのであつて、こうした観念も成立しないはずはないが、カマドの神が家の神として成立するには火だけが問題ではない。[9] さらに分家のばあいについて、そこで分家に伴うイロリの神の分祀は単に火の神の分祀ではなくて、氏神信仰の系譜をその根底に持つことを示している。これが家の神の概念を成立させる根拠となるのであつて、いろいろな機能神をいろいろな動機にしたがつて勧請してきて祀つたにしても、それらはすべて家の神として成立すると

き、合祀が自然に成立するのである。家の神棚とはこのような意味をもつものである。火の神でも、田植神でも、火除けの神でも、盗賊除けの神でも、金の溜まる神でもなんでもよいし、またこれらのものが相互に混淆もする。カマドの神といわれている荒神が田植神にも転化することもある。そして氏神をこれらの機能神と別個の神として同列に祀る観念さえ生じているが、氏神こそこれら諸神を家の神たらしめる基本的な地盤として考えられなければならない。そこでオイエの一部に神棚を設け、諸神が合祀されたのは、オイエがこの基本的地盤を表象するからであつたにちがいない。[10] だから、勧請神ないし勧請社の現象をつかむには、各地の大小の神社はもちろん、家の神棚にいたるまで考察の対象にしなければならないのはとうぜんのことであつた。[11] と有賀の説は展開してゆく。すなわち、勧請神や勧請社の現象をつかむには有賀の指摘はもちろん正しいが、有賀もそれをとうぜん考慮に入れているが、さらにそれらの神を請け入れた村落の社会構造や、その変化の情勢を理解することなしには不可能であろう。さらにつけ加えるならば、そのときまでに祭祀してきた守護神以外に新たな機能神としての神を請け入れたのは、具体的にどのような機能神を請け入れるかを決めた請け入れる側の生活の諸条件であつた。それがまた逆に請け入れた勧請神や勧請社の性格を規定したとも云えるのであつた。一般に勧請神や勧請社はその請け入れた側の生活の守護神として請けられたのであるから、従来の生活を守護してきた、先にあつた祭神との調整がはかられねばならなかつた。

ここでは次にいろいろの集団ごとに守護神を必要とするかどうかについての検討が必要であろう。従つてその事実を明確にしておかねばならない。ある集団に守護神信仰が結びつくということを仮定すると、村落内部における機能集団の分化は、分化したそれぞれに守護神信仰とその祭祀を成立せしめるということになる。すなわち一定の集団は他からいろいろの機能神を持つて来て合祀する、職業分化の場合には職業毎に別の独自の機能神を祀ることがある。したがつて、生活機能の分化は機能神を多種多様に生み出し、またはそれらを請け入れる条件をつくりだす。しかしこれらのもろもろの神は一定の

生活集団の内部では、その生活組織が統合性を持つかぎり、何らかの統合性を示していると考えられる。

例えば家の場合、家にはいくつかの生活側面（機能）があるから、その一つ一つが別々の互助集団をつくる場合がある、農業上のユイ、葬式組、講のあるものをあげることができよう。それらの集団が利害によつて対立することがあつても、それらが他の生活の側面をも含めて、包括的に組織され一つの集団として成立するとき、それらの家の互助集団は守護神を持つたし、さらにまたそれらの家の互助集団を統合したばあいには、一層大きな規模での守護神をもつ集団が成立した。普通これは村落の氏神鎮守として成立した。

氏神鎮守の守護範囲をみるなら、特定の個々の機能について村人を守護するものと信じられて祭祀されるもの、とは考えられない。また、氏神鎮守にはその崇敬信仰の範囲の広狭はあつても、一定の地域的拡がりの中に含まれているいくつかの家の互助集団やその連合組織の守護神として存在していた。崇敬範囲の広汎にわたる氏神鎮守はその範囲の内部に複数の小さな氏神鎮守の祭祀組織を含んでいた。すなわち、大氏神、小氏神と称されるように重層的構造を示す祭祀組織をなしていた。また村や町の家の互助集団には守護神、守護仏を祭祀するのが普通であり、それゆえにそれらが村や町を基盤として統合された構造をなしていたともいえよう。

村にある家の互助集団がそれぞれ守護神を祭祀していたと同時に、その集団の内部に、あるいは他の集団と交錯して成立する家の互助集団もそれ自体の守護神を持つた。この集団の守護神としてむかえ入れられた神はいわゆる機能神としての神が多かつたと考えられる。すなわち氏神鎮守が彼らの生活の基礎的包括的な守護を期待し得る神であつたのに対して、いわゆる機能神は特定の機能をもつものと考えられた神であつた。勿論この神の性格をきめるのはそれを祀る家の互助集団の要求や性格であつた。例えば秋葉神社は一般には火の神であるが、その地方では氏神鎮守として祀つていたし、他の地方にもそれはあつた。

村落における家の互助集団としては、上下に家が結びつく上下型のものと、平等に家が結びつく平等型とに類型化することができる。これは有賀の同族と組類型と考えてもよい。しかし同族とか組とかいう言葉にはある意味内容があるので誤解される場合もあるのでここではこの様な言葉で表現したい。たとえば同族にも上下型と平等型があり、組も同様である。

上下型と平等型の家の互助集団が村落を構成する家単位の互助集団における家の関係の基礎構造である。それらに類別できる互助集団はそれぞれ守護神、守護仏を持ち、または持つ可能性があつた。そしてそれらの家の互助集団を包括し、それぞれをその内部に位置づける一層大きな集団として村落があり、村落の氏神鎮守はその内部に含んでいる家の互助集団の各守護神を統括する位置を占めて存在していた。

村落内部の家の互助集団が複雑にからみ合つて、村落の生活組織は構成されている。従つて氏神鎮守の祭祀組織でも、村落の自治組織でも、経済組織でも相互に規定し合つて統括された形態として現われるのである。もちろんそれぞれは特殊な契機によつて成立するものであり、特殊な諸条件を持つために、特殊な形態や機能を持つが、村落内部の家の互助集団であるかぎりにおいて緊密に結びつき共通する形態や組織運営の方法をもつのである。(12)

村落内部の家が他の家と一定の契機をもつて互助集団を形成し、その互助集団は一層大きな集団として形成される。その場合に各互助集団を大きな集団の中に位置づけ、それらを統合するという性格が氏神鎮守にはある。また村落が上級の政治組織と結びつくとき、それが氏神鎮守の結びつきに示されるという有賀の指摘は既に示した。

村落の構成員であるという共同意識を支える基底は自治組織（これは上級機関に承認される限りにおいて、行政の下部組織として位置づけられる）としての村落を構成してゆくことに求められる。そしてその共同意識の表象として村落の氏神鎮守が位置づけられていた。すなわち、村落は一個の政治的社会的信仰組織として存在したところに氏神鎮守を祭祀する根拠があつた。しかし氏神鎮守は守護神という意味では変らないが、その祭祀組織はそれを祀るものの生活の変化によつて変化したこ

とは改めて説明するまでもない。

現在、家の互助関係が神仏の共同祭祀に表象されるということはうすれてしまつた。

現在新らたに成立した家の互助集団をみるとき神仏がその関係の紐帯として入りこむ余地はないと思われる。家の互助集団で神仏を祭祀するのは特別に限定されたものに限られている。一般に新らたな家の互助集団が祭祀それ自体を契機として組織されるものを除いては、祭祀組織を構成するというかたちで守護神を祭祀するということはない。さらに組織や集団に守護神が結びつけられて考えられた状態は近代にいたり、村落外部よりの影響もあり、急激に改変せしめられてしまつた。その一つは祭祀対象としての神仏に対する国家の干渉という面で把えることもできる。すなわち、村落所在の神社への信仰にも教義や祭式を一定の形で注入しようとしたことにより従来の神と人々との間に大きな間隙をつくつてしまつたのであつた。

このことは明治維新における新政府の神社政策に表われている。当時政府は全国の神社を伊勢神宮を頂点とする階統的神社制度をつくりあげてその中に編入し、新らたな政治制度の精神的基盤たらしめる政策を立てたのであつた。以上はすでにふれたが、この方針を現実化してゆく過程は簡単ではなかつた。それの実現こそ明治以降の神社行政の最大の目的であつた。(13)

村落の氏神鎮守は一般に神社と考えられており、現在何ら疑問を挿まないのが普通であるが、この神社が具体的にどのような性格をもつものであるかは吟味しておく必要がある。(14)

第二次大戦後の神社制度の改革にいたるまで、明治初期以降神社行政上では神社明細帳に登載されたもののみを神社として公認し、それ以外のものは神社としては公認されてはいなかつた。列格社以外のすべての神社の登録が可能になるように神社明細帳の様式が整備された後において明細帳に登録されたものの他に「私邸内神祠」としてその存在を許されたものは

あつた。

神社と神祠は行政的には厳密に区別する必要もあつたが、村落の生活組織に位置づけられたばあいには質的に明確に区分することのできないばあいが多かつた。もちろん村落内部において両者が並存するばあいにはそれらの社祠の格の上下は明確であつた。またそれら相互の差異は明らかであつた。しかし、それらは本来異質のものとして位置づけられているという性格のものではなかつた。

ここに村落所在神社としてそれらの社祠を一括できるのは、それらが村落の構成員によつて維持、経営され、さらにそれらのことをおこなう責任を村落構成員がもつていたからであつた。官国幣社と雖もそれに含めてよいと考えられるばあいもあるが一般には別個に考えてよい。それは官国幣社の経営の責任は国家にあり、後日昇格したものは別として明治初期に列格したものは、官国幣社たる限りにおいては公的には氏子組織を持たなかつたからである。[15] とくに明治初期にはここで対象とする村落所在の神社とは明らかに区別できる。後になると昇格ということもあり、列格基準の変化もあつて、この点では明確な区別はできなくなつた。以上の意味からここで対象とする神社は社格でいえば一応府県社以下のものを指す。しかし社格制度との関連で村落所在神社を位置づけることは適切ではない。社格と神社の社会的意味や役割は本質的に別の次元のことと考えられるからである。

柳田国男をもつてすれば、「神社とここに謂う所の私社雑社（注、これは明細帳に登載されていない社ということであろう）との境の線は、よほど妙な所に引かれている。もともと信仰の種別ではなかつただけで無く、又必ずしも建築物の有無大小でも無いのである。長野県町村誌（註、明治十一年から明治十五、六年頃までに記録されたもので、各町村ごとに神社の社格、祭神、社殿、祭日、由緒などが書上げられている）によると、明治以前の神社には、各地思い思いの名称が付いていた。そうして村々の小さなものは、大抵は社又はヤシロの名を以つて呼ばれていた。それがいよいよ台帳に登録されることになつて、村持のも

のはどんな無格社でも、すべて神社ということになつたのだから大悦であつた。[16]」とあり、神社といわゆる私邸内神祠と公称されるものは本質的に区別できないことを明確に説明している。

(1) もちろん、本稿はほぼ全面的に有賀のそれに拠つているので、このように断わることは蛇足とも思われる。
(2) これは有賀の記述通りではない、私なりに有賀の説を理解し、その理解を踏まえたうえで私なりに書きなおしてある、したがつて有賀の考え方を誤つて理解したり、その説から逸脱したりしている点もあると思う。以下とくに断りがないかぎり同様である。
(3) 『有賀喜左衛門著作集・II（日本家族制度と小作制度）』七〇三―七〇四頁。
(4) 『有賀・VII』「先祖と氏神」三六五頁。
(5) 『有賀・VII』「先祖と氏神」三六八頁。
(6) 『有賀・VII』「先祖と氏神」三六八頁。
(7) 『有賀・VII』「先祖と氏神」三七四頁。
(8) 『有賀・VII』「先祖と氏神」三七五頁。
(9) 『有賀・V』「イロリと住居」二八一頁。
(10) 『有賀・V』「イロリと住居」二八二頁。
(11) 『有賀・VII』「先祖と氏神」三七八頁。
(12) 『有賀・V』「イロリと住居」二八五頁。
(13) 拙稿「明治初期における村落所在神社と国家統制」参照。
(14) 拙稿「神社称呼について」（『未来』第四二号昭和四五年三月）参照。
(15) 拙稿「明治初期における村落所在神社と国家統制」参照。
(16) 『柳田国男集第十一巻』「氏神と氏子」四〇九―四一〇頁。筑摩書房。

四、村落生活組織の基本類型と氏神鎮守

村落を考察の対象に求めるとき、その構成単位を家に求めることが最も普通のこととされてきた。村落において、家はその内部で存続をはかるために、家と家が互助関係を結ぶのが一般であった。別の見方をすれば、家

の互助集団の外面に藩制時代においては、通常村と称せられる自治的なあるいは行政下部組織としての生活組織の枠組を形成し、村落はその枠組をもつて一応固定した形態をもつていた。そしてその村は貢租を納入する単位として政治権力に依つて承認されていたのであり、このことは村は上級政治権力にとつては行政単位としての意味をもつていたことを意味する。この村の内部において家々はその生活のいろいろの必要から、互助集団を形成していた。

各契機ごとに成立した家の互助関係はその契機のなんであるかによつて類別することは可能であるが、それらの家の互助集団を家の社会関係として把え、それを形態的に把える。すなわちそれは基本的には上下型と平等型、有賀の示した同族結合と組結合、の二類型の家の互助集団として把えることになる。

村落研究において、村の内部の家々を結びつけているもろもろの契機をいろいろな角度から分析し、解釈しながら家々の間にみられる諸関係をえがきだして、村落構造を明らかにしようとしたものが多かつたことを中村吉治は指摘した。さらに、その家々の諸関係を前提としていた村（村落）が村としてはどのような意味の村であつたか、ということを再び考えてみて、村の本質とか村落構造の実態を知るという方法は案外に行われていなかつたのであつた。このばあい、前提とした村の内部の家々の諸関係がどのようにからみ合い、重なり合つて村を構成しているのか、前提とした村はそういう構成体としては、どのような意味になるのかということを改めて検討している研究は多くはなかつた。家々の関係をみただけで、その関係をとおして、村の再検討を試みなかつたのは村落研究として充分ではなかつた。ということを指摘している。(1)

村落は家を基礎的な単位とする家の互助集団の重なり合つた複雑な関係を基礎に構成されている実態であると考えることができる。その家の互助集団の形態を類型化すれば、先にも触れたように、基礎的には同族団と組として把えられている。(2)それゆえに、村落は同族団と組の各種の組みあわせとして構成されていると考えることができる。そしてそれぞれの家の組みあわせはこれを規定する内部の条件の変化、すなわち家々の存在の条件の変化に伴つて、また外部の条件の変化に伴って

絶えず変化する。従つて、上下型結合は平等型結合に転換することもあり、逆に平等型結合は上下型結合に転換することもある。また先行する同族団や組に規定された形態であるにせよ、そのいずれかの類型に属するものとして、別個の家を単位とする互助集団が結成されることもあつた、またすでにある同族団、組が各種条件の変化に伴い消滅することもあった。

上下型でも、平等型でも、家の互助集団の二類型は殆んどの場合、村落には両者が混在し、また複数並存するのは普通のことであった。その結果として、これらの同族団、組はさらに他の同族団や組との互助関係を形成することによつて村落を構成していたのであつた。

家が生活集団として存続するためには、単独でその経営、維持をはかることは難しかつたので、他の家々といろいろな形態や内容をもつた互助集団を形成するのであつた、また、生活の諸条件の変化とともに、それらの家の互助集団は新らたに形成されたり、消滅したり、再形成されたりするのは普通であつた。それにつれて、それらの家の互助集団の内容も変化するのであつた。

家を単位とする家の互助集団を含む一層大きな互助集団（組、同族団あるいは村落と考えてもよい）において、それらがそれぞれにおいて互助関係を結び、複合した組織を形成したとしても、それぞれ個々の単位となる家、あるいは家の互助集団が消滅するわけではない。それぞれは独立した社会集団として、それを含む社会集団において一定の位置を占め、役割・機能をもつている。それぞれは各々の立場において独自の家や家の互助集団としての意志決定の能力をもつている、それはその限りにおいて独立した社会集団である。勿論孤立したものではない。それぞれは独自性をもちながら、相互に密接に規定しあつた関係にあるのである。

家は家としての社会的性格をもち、同族団や組とも異なる。同族団や組も単に家の拡大したものではない。村落も家や同族団、組の拡大したものではない。それぞれ異なる生活集団である。しかしその相互の間には規定し合う関係がある。それ

らは相互に規定しあう関係にあるかぎり、相互の性格には共通するものがある、すなわち、有賀の表現に従がえば、それらは共通の基盤をもち内面的に関係しあっているということである。(3)

村落は個々の家の集まった構成体として考えられるとしても、これを一定の地域的拡がりを基底においた家の互助集団、またはその相互関係をもつた組織として把えるというたちばをとらなければ、村落の生活組織のあり方は理解することはできない。そして家も家の互助集団もそれらは相互に規定された存在であるという視点に立つとき、そのおのおのや村落の生活組織のあり方は理解できるのである。(4)

村落内部において、地域的な家の互助集団や、そのほかの互助集団がより大きな互助組織を形成する方向に展開するのは、生活機能が分化して一層大きな、そして新らしい要求をするからである。

村落をこえた機能別連合組織も村落連合の形態をもつて現われた。明治以降の歴史にみられる学校設立、産業組合、農会、消防団、青年団などにそれはみられた。それらは村落を単位として新行政町村ごとにつぎつぎと設立され、さらに全国的組織に発展するものもみられた。(5) 以上は有賀の説を中心にのべてきたわけであるが、有賀自身の表現を示せば、「村落を理解するにその内部の小聚落関係に分析して、最も基本的な聚落的家連合の性質を究め、その結合の仕方によつて現実の村落が成立することを知るのが大切である――」(6)、ということを指摘し、さらに、「一村落の構成は基礎的な聚落的家連合の複雑な関係である。すなわち同族団と組との種々な組合せであることが現実である。」(7)とのべている。

すなわち、村落における家の互助集団を二つの類型として把え、それを分析の枠組として用いた村落の研究法は村落の社会学的研究を著しく進めた。しかし、この視点に基礎をおく、村落の祭祀組織構造論の理論構成は現在にいたるも充分に完成されたとみることはできない。すなわち、村落研究における家の互助集団類型の一つ、組（平等型）結合が類型として明確に設定される以前の村落祭祀構造論にとどまつている側面が多分に見出せるのではないかと思われる。そして今後は、さ

らに、階層類型を基軸とした互助集団の問題もその枠の中に設定しなくてはならないであろう。それが経済的階層であつても、年齢階梯的階層であつても、祭祀組織におけるそれらの存在を改めて認識して祭祀組織構造論を展開する必要がある。もちろんこの階層制の問題は無視されていたわけではない。株座と村座の類別を立て、その意味を検討することは村落における階層制の問題に触れないですますことはできない、従がつて触れられたのは当然である。しかし家の互助集団と村落との関係を把えるにあたつて、祭祀組織を媒介として把握するために改めて階層制の問題を提起するには、株座と村座というような簡単な理解ですましてよいものではない。

村の氏神鎮守のほかにも、村落内部の家の互助集団はそれぞれの守護神を祀つた、それらの守護神は相互に、或いは氏神鎮守とどのようにかかわりあつているのか、それを検討するためには基本的にはそれぞれの守護神を祀る家の互助集団の相互の関係を示す必要があるということができる。(8)

生活の各側面ごとにそれぞれの守護神（仏）を祭祀するのが日本的な信仰の形態であり、氏神鎮守やそのほかの神・仏は単に個人の信仰と関係があるにすぎないというものではなかつた。(9)

生活がある一定の地域社会を基盤にして営まれる場合には、その地域社会としての守護神が存在した。個人や家の生活を営なむ社会が幾つにもなつている場合にはそれぞれの社会ごとに守護神は祀られていたが、人々はそれぞれすべての守護神を祀つていた。従がつてその人々の信仰は多層化していたわけである。地域社会に限らず、守護神は生活の各側面ごとに祀られるのが普通であつたので、人々の信仰する神はつねに複数であるのが普通であつた。

同一地域社会内部において神を祀るばあいには、それぞれ幾つかの神は別々の神として祀られてはいても、地域社会の統一性が存在するかぎり、それを祀る人々の意識においては、それらの神・仏に対して深い内面的な融合統一ともいいうる状態があつたとも考えられることはすでに触れたとおりである。

村落は内部において、各家や家の互助集団の利害の衝突もあり、その集団の統一がつねに保たれているわけではないが、氏神鎮守の祭祀組織にその統一はみることができた。また統一を求められる事態が生じたときには氏神鎮守にそれを求めるのが普通であつた。さらに村落が外部の政治組織に結びつくばあいに、普通には氏神鎮守の関係として示されたことは氏神鎮守や村落の性格を理解するに重要な事実であつたということができる。(10)

家の互助集団の二類型である上下型結合と平等型結合におけるそれぞれの祭祀組織のかかわり方については簡単に結論がでるわけのものでもないが、はじめ上下型の同族の氏神として成立したものが、各家の関係が変化し、平等型の組結合に転換しても、その氏神は同じ家々によつて引続いて祭祀される場合もある。これは同族団が生活組織として成立したものであり、成立のはじめより地域社会的な家の互助集団として、一定の画地的な拡がりを基盤にもつことを前提としていたのであり、この地域社会の上に成立した地域社会の守護神としての性格を氏神ははじめよりもつていたためであると考えることができるのである。それがために、地域社会の守護神としての性格をはじめからもつていた氏神はその地域社会の構成単位である家の互助集団の性格や形態が変化しても、上下型結合から平等型結合へあるいは平等型結合から上下型結合へ変化しても、氏神はこれらの家の互助集団を含む地域社会の守護神であるという性格を変化させることなく存続していたと考えることができる。換言すれば氏神は一定の地域の鎮守という性格をはじめからもつていたということになる。氏神鎮守という称呼法はこの意味において用いられるのである。

有賀は右の理由付けを次のように示唆する。すなわち、「日本の村落にほとんど例外なく存するといつてよい同族団体は本家を中心として結合する性格を持つているのを見る。そこでは同族の氏神への共同祭祀を持つことが非常にしばしばみられる。その祭神が不明であつても、また他の豪族の氏神を勧請したものであるとしても、本家伝来の氏神として存続してきたものである。それが同族神たることを超えて村落の氏神となることもあるが、それは本家の位置が村落においてきわめて

優位にあつた場合が多い。同族氏神の祭祀は古くは本家の権限とされたのが通例である。このことは同族団体における本家の地位を示すものであつて、本家は信仰において、また村の政治経済において優位が失われても、本家筋をもつて誇りとし、その伝承のいささか不明な場合に本家争いが真剣に行われることは、同族団体には常に本家を中心として結合する指向が潜在するからにほかならない。[11]」さらに、「有力な本家を中心とした同族団体は一般に村落内で一種の政治集団の性格を帯びていた。それが村落の氏神祭祀や自治運営の派閥となつたことにみられる。領主ないし政府の政策が規定した諸法制がその上におかれて複雑な形態として現われていたことは、すでに示した例でも十分に理解ができると思う。[12]」とのべている。

一般に村落においては、村の自治と氏神鎮守の祭祀とは相即した関係にあつた。また村落以外の社会であつても同じような関係は認めることができた。

村落における氏神鎮守その他の諸社祠の祭神は村落、家の互助集団、家などを守護するという性格を持つたが、それぞれの社祠の祭祀には村落、家の互助集団、家のそれぞれに所属しない人々も参加することがあつた。そのばあいに祀られる神は村落の氏神鎮守と同じように、特定の祖先神の場合もあつたが、多くの場合国民的信仰の中心になる神々が多かつた。そしてこれらの祭神は中世においては地方豪族の氏神に結合することが多く、近世においては各分国の中心的神社に結合し、明治維新以後の統一国家の成立後は伊勢神宮に結合するものが多くなつた。[13]

村落所在の社祠が全体社会組織の変遷につれて変化してゆくということは、村落内部の家と全体社会はその中間に複雑な多種多様の組織が介在しているが、兎角相互に制約し合う関係にあるということは有賀の先に示した指摘のように考えることができよう。

(1) 中村吉治『村落構造の史的分析』・1頁。昭和三一年五月、日本評論社。

(2) 同族団は家の本末の系譜関係に沿つて結合する地域社会的な家を単位とする互助集団であり、組は同族団のように上下関係（本末関係）によらない平

等な地域社会的な家を単位とする互助集団である。同族団と組とは相互に関連しあう関係にあると有賀は説明する。

(3) 『有賀・V』「田植と村の生活組織」一三三―一三四頁。

(4) 『有賀・V』「田植と村の生活組織」三四頁。

(5) 『有賀・V』「田植と村の生活組織」一三四頁。

(6) 『有賀・V』「田植と村の生活組織」一三〇頁。

(7) 『有賀・V』「田植と村の生活組織」一三二―一三三頁。

(8) 家の互助集団の二類型としての同族団と組とにおいては、その守護神の祭祀組織や祭祀する方法が異なつていた。例えば、祭祀のさいの当屋（頭屋）が特定の家に定まつているばあいと輪番制をとるばあいとがある。

(9) 拙稿「講の存在形態と守護神信仰」参照。

(10) 『有賀・II』「日本家族制度小作制度」七〇一頁。

(11) 『有賀・I』「日本家族制度と小作制度」一一九―一二〇頁。

(12) 『有賀・II』「日本家族制度と小作制度」七〇〇頁。

(13) 神宮およびその別宮、摂末社の祭神が村々の神社の祭神とされることが明治以降増加した。また、記紀、六国史所載の祭神が明治以降において、神社明細帳などに公の祭神として登載されることも多くなつた。

五、氏神鎮守の階統的性格

氏神鎮守の階統的性格は氏神鎮守の祭祀組織を規定する社会構造の性格の反映として示されていたと考えることができる。

有賀の所説を概略的に示しておく。

天武、持統の時代に天皇家の政治的統制が強力に推進されて、伊勢神宮を総国の総氏神とする基盤ができてきた、このことは各氏の政治的、社会的地位の格づけ、従つて各氏の氏神の格づけ、の再編成がすすんだことを意味する。(1)

また（奈良時代において）、その根本的な部分に祭政一致が厳存したことを見のがすわけにはゆかない。伊勢神宮は天皇家と

その一族の氏神鎮守であり、それを司祭するものは天皇またはその代理者であつた。この天皇家の私的な氏神鎮守はその支配地全体の氏神鎮守（後には日本全体の総氏神鎮守）としての意味をもつたことは当時の政治組織の性質を示すものであり、土地人民（公地公民）が一国の代表者としての天皇のものであり、国家が天皇のものであるという意識が、公の観念と結合して存在していた。[2] さらに時代をくだつて、大名領の成立によつて中間の領主は次第に無くされてきたので、村落の同族団は表面的には階統的な主従関係の連関を失つたようにみえるが、名主、庄屋などの村役人を媒介として領主に結合していた。その性格は大名領国の中心的信仰対象である総氏神鎮守と各村落の氏神鎮守との関係によつて把えることもできる。[3]

諸国の、後に明治になつて当初官国幣社に列格された大社は明治以前においては各藩領主の領国における総氏神鎮守としての位置をもつものであつた。それらの祭祀は旧藩時代においては領主の政治的位置と結合して、領主の管掌に属していた。しかしこれらの神社は藩領主家定着以前からそこに所在していたものが多い。村々の氏神鎮守にはこれら大社を勧請したものもある。他の大社を勧請したものもあるとしても、一つの領国の内部に包含されるものは、領国の総氏神として領主の認めた大社の祭祀に何らかのかたちで関係する傾向は濃厚であつた。それはその大社に対する村々の寄進や村人の参詣に、あるいは村落の氏神鎮守の祭祀行事にあらわれている。信仰を支配する力の強い大社の信仰上の勢力は藩の領域を超えるものはもちろんあつたから、一律にいうことはできないが、領主がこれらの信仰的基盤に無関心ではなかつたことに注意すべきである、例えば大社の初春予祝行事についていうなら、それは領国全体の守護神としての氏神鎮守の位置が、その行事の意義を示すのであつて、その範囲内の村々の氏神鎮守の行事とは、別に行われるが同時にその全体を包む意味で行なわれたのである。このことは村々の祭祀行事を村人が行ない、あるいは各家ごとに家の祭祀行事を行なうことがある意味においては、大社の行事へ参加していたことを意味する。近代において中間領主が廃止された後には、日本全体における伊勢神宮の総氏神鎮守的位置は一層明確になつたので、地方領国の意識はしだいにうすれてきたが、大社行事への参加は簡単には

廃れなかつたのは地方的根拠をもつ長い間の信仰の存続によるものであつた。

これら大社の行事はその社家ないし神職の執行するところであつても、村々の氏神鎮守の祭祀が彼等自身の神主によつて司祭され、一般の氏子が参加するのと同じように、この大社の祭祀に単に参詣という形で参加するに過ぎないとしても、その参加の仕方には差異はあるがその意味は同じであつた。大社の社家または神職と単なる参詣者との関係は生活関係という点ではきわめてうすいので、この祭祀行事に自分も参加しているという意識は一般参詣者にとつて、有つたとしても、それはうすいのである。これに較べると、村落の氏神鎮守の場合は、村落の内部に祭祀組織が確立していて、それに参加する村人の権利、義務はあきらかである、祭祀組織が株座として構成されている場合でも、他の人々はその祭祀組織に特権的な位置を占める家々と同族関係を結び、あるいは組を構成しているという関係にあり、またそれは彼らの村落の氏神鎮守であるがゆえに、彼らも祭祀に参加しているという意識は強かつた。そして特権的な祭祀組織が消滅した後には一層その意識は強くなつたのである。(4)

同族団の本家の私的氏神鎮守は同族団としての公的氏神鎮守でもあつた。公的関係である主従関係は私的関係としての家の系譜関係と不可分離であつた。これは同族団が氏族に拡大してくるとさらに明白となる。すなわち、氏上本家の私的氏神鎮守は氏族の公的氏神鎮守となり、氏上本家に対して主従関係を持つ他の同族団の本家は総本家と同族的系譜関係をもつことによつて、これを裏づけた。そこで下級本家は彼自身の氏神鎮守を持つていても、上級（総）本家の大氏神鎮守を勧請し、自己の同族団の小氏神鎮守に合祀するか、またはそれを上級本家の氏神鎮守の祭神とその縁故神に替えることにより、これを下級同族団の氏神鎮守とした。(5)

これら同族団を構成する家々は同一聚落に居住し、本家を中心として生活上の互助関係を結ぶ限り、末（分）家は生活上何らかの意味で本家の統制下にあつた。この本・末（分）家結合の表象として、同族団の小氏神（鎮守）を共同祭祀するか、

同じ寺に所属して共同の墓地を持つかした。都市の商工業者の同族団においては後者のみを持つものが多かつた。[6]

村落の氏神鎮守は外部の大氏神鎮守に結びつく、その結合の性格は村落の氏神鎮守への村落内部の他の諸社祠が結びつく性格に示されており、またさらには家の神仏がそれら諸社祠に結びつく、その結びつき方にも示されているといえよう。そして、村落の氏神鎮守が村落祭祀の階統構造において頂点を占める位置にあるとするならば、村落内部の他の諸社祠はとうぜん氏神鎮守に指向し結合するという位置づけにあることとなる。有賀は「同族結合の階統的上向はついに一点に帰さねばやまない」[7]とその性格を明確に表明している。すなわち、村落の氏神鎮守は村落祭祀組織の頂点にあつたが、単にそれにとどまらず、つねに村落外部の大氏神鎮守に向つて結合する性格をもつていたのである。むしろこのことは、逆に氏神鎮守とはそのような性格をもつたものであると考えることもできよう。

氏神鎮守は明治初期において伊勢神宮を頂点とする神社の階統構造に編入（列格）されなかつたものは神社として公認されなかつた。このことも神社が強く政治的階統構造と関連をもつた性格のものであることを示すものと考えてよい根拠となろう。

家の神、屋敷神、同族の氏神。村の氏神鎮守の祭神が現実には必ずしも、右に述べたような関係を示すものではなくなつているのは、政治構造の複雑な、何度かの再編成を経る間にそれぞれの政治構造の上層の組織の祭神が下層の組織の守護神として請け入れられたが、その請け入れにあたつて、前の祭神を除去するということは通常はなかつたということにも根拠がある。また氏神鎮守の相互関係は祭神のみによつて示されるものでもないからである。

さらに、村落の氏神鎮守の祭祀組織は村落組織それ自体であるのが本来的なものであると思われる。従つて、村落内部の諸組織には氏神鎮守の祭祀組織にその基礎をもつものも多く、またその逆と考えられるものも多かつた。年齢階梯組織と氏神鎮守の関係について、有賀は次の見解を示す。すなわち、「村における年齢階級は一般に年寄、中老、若者、子供に分れ

ていて、これは氏神鎮守を中心とする種々の祭祀を管掌していたが、これらの宗教的行事には村落組織が集中的に現われていた。行事を担当する各個人は各年齢階級の中に属したから、個人的に見えても、村における家の格付けと密接に関連していた。そして若者仲間に加入すること自体が村の住民としての特定の家に属することが前提となつていた。だから若者仲間の団体的機能としては氏神鎮守の祭祀に一定の役割を持つことや防災や山林管理などの夫役に出る義務を持つことは極めて大切なものとされた。[8]」そして若者は、若者仲間に入り、彼らが氏神鎮守の一定の祭祀役割を担当したときをもつて、村の義務、もしくは労働において一人前としての資格が公認されるのが普通であつた。[9]

これら中老・若者は氏神鎮守祭祀の直接の担い手となり、老人・子供はそれぞれ氏神鎮守と一定の関係をもつ守護神・仏を対象とする講を形成していることは一般にみられた。[10]

(1) 『有賀・Ⅶ』「先祖と氏神」三六三頁。
(2) 『有賀・Ⅳ』「公と私」二五三―五頁。
(3) 『有賀・Ⅱ』「日本家族制度と小作制度」七〇二頁。
(4) 『有賀・Ⅴ』「田植と村の生活組織」四二―三頁。
(5) 『有賀・Ⅵ』「結納と労働組織」三六〇頁。
(6) 『有賀・Ⅳ』「日本社会の階層構造」三三九頁。
(7) 『有賀・Ⅱ』「日本家族制度と小作制度」七〇三頁。
(8) 『有賀・Ⅵ』「追記」四一三―四頁。
(9) 『有賀・Ⅵ』「若者仲間と婚姻」八三頁。
(10) 拙稿「講の存在形態と守護神信仰」参照。

六、祭祀組織と全体社会

明治初期において、天皇を頂点とする統一国家が急速に成立したのは、その前提条件の一つとして、日本社会に文化的整

一性があつたからである、ということは改めて説くまでもない。

家を基底に置いた日本社会の構造は、家と全体社会、国家組織の中間に、それぞれいろいろな組織が介在していたが、その中間にあるそれぞれの部分社会は一定の構造的特質、共通の社会的性格をもつていた。あるいは共通の文化的基盤のうえにもろもろの社会の構造があつたとも考えることができる。

日本社会の基底的存在であつた家と全体社会、国家組織、あるいはその中間にあつたもろもろの組織を結びつけていた社会関係の性格を把えるために、氏神鎮守信仰の性格の検討を試みるわけである。

もちろん、日本社会の構造の特質的性格を把える方法は、ここで問題とする氏神鎮守信仰や祭祀組織の重層性、階統性の検討だけではない。これは、むしろ特殊なものである、と考えられるかもしれない。ところで、氏神鎮守信仰、祭祀はわが国の古代より現在にいたるまで、時代的、地域的な特殊な規定を受けながらも、とにかく連綿と続いてきた日本社会に特有なものであることは事実である。

日本が統合国家として成立して以来、その範囲内における諸社会関係の性格には、その具体的に現われる形態は、それぞれの時代的個性が反映されてはいたが、そこには共通した性格が貫ぬかれているということはいえる。日本社会は家を基礎単位として全体社会を構成していた、さらにその構造的枠組の中で、あるいはその文化的特質の基礎の上に、世界史的な歴史的諸過程を経てきている。

たとえば、村落を中心にした日本社会の構造をその祭祀対象との関連において説明の便宜のために簡単に図示してみると、もちろん、時代により、地方により必ずしもすべてに妥当するわけではないが一応の説明図として考えれば右の図に示されるようなものになろう。

もちろん、日本社会の構造は右の図に示されるような簡単なものとしては示すことはできないと思われるが、あえて説明

のためのものとして示したい。ここではそれぞれの社会が階統的構造を成しているということと、そのおのおのの社会の内部にその社会の統合の表象と考えられる守護神、仏があるということを強調したい。すなわち、一般に集団には守護神がそれぞれに存在したということである。勿論これらは神でなくてはならないということではなく、仏やそれ以外のものであってもいっこうにさしつかえはなかった。

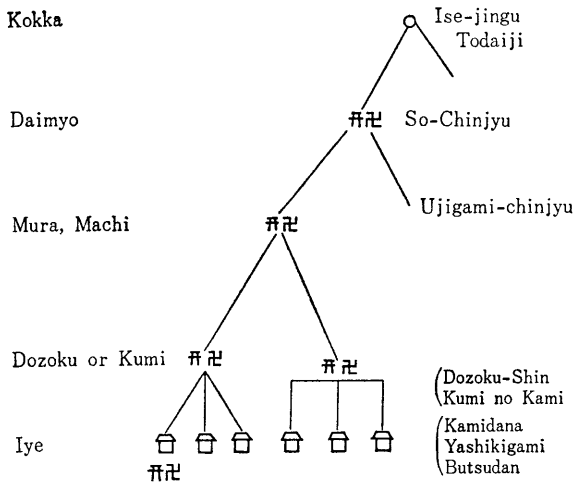

有賀は民族を規定するものとして、その内部において規定する文化と外部から規定する「人間以上の力の存在の観念」をあげており、宗教と政治における人間以上の力の存在の観念を示す、それは「人間、文化をその外部から拘束する」ものとしてである。(1)

明治初期の神社政策は、その政治と宗教が結合された観念、制度として示されたものであった。従って、その神社政策は国家の政治組織を補強するものとしての意味が与えられていた。また、そこで創設された神社制度は従来の社会構造に重複し、また新たに設定された行政制度に合致する形態をもった神社の階統構造であったわけである。明治国家はそれまでの社会構造の変革を意図することがあったか、無かったのかは別問題として、とにかく従来の社会構造に相即する政治制度、神社制度を創りあげていった。むしろ社会の基底にある社会構造の性格や根本的な組み立て方を否定することなく、それを積極的に基盤としてもろもろの制度を整備したのであった。

村や町に生活の基盤をもっていた人々は新しい国家の構成原理が彼らの社会の構成のそれと連続性を持つことに安堵を感

じ、さらに、そこに違和感はなかつた。すなわち、新国家それ自体も彼らの村や町の社会構造、政治構造と同じ性格をもつものとして構成されるものであるという感じを強くもつたのであろう。伊勢神宮を頂点におく神社制度も、それと表裏の関係である天皇制の問題も、日本社会の構成原理である階統的性格の基盤の上にたてば、当然のこととして受け入れられる事柄であつた。

もちろん、伊勢神宮を頂点とする神社階統組織を創出したとしても、神社神道が全国民によつて支持されていたわけではない。しかし伊勢神宮を頂点とする神社階統構造は明治初期に政府の創り出した制度ではあるが、[2] その制度を全面的にではないが、その階統性、重層性を理解し、承認し、支持した人々が社会の基層にいたことも事実であつた。そしてそれら基層の人は、彼らの祭祀する氏神鎮守やその他の社祠を新政府の創り出した制度の中に位置付けることによつて、自らそれに喜びを感じたのであり、それは彼らの祭祀するそれらの権威づけでもあると考えたのであつた。

さらに、別の見方をすれば、伊勢神宮を頂点とする、新政府の創り出した神社階統構造に村落の氏神鎮守を位置づけることは新統一国家へ村落の人民を位置づけることでもあつた。しかし、神社と人民との関係は簡単に単一的に処理のできることではなかつた、それを一つの政策として実現するには解決することの困難なことも多かつた。新政府の具体的方策のうち多くのものは挫折した、また変更をせまられたのであつた。ところが、明治政府は自らの創り出した神社制度の受け入れられない面の変更を考えるよりも、むしろ彼らの基本理念に合致するように一般の人々の祭祀する氏神鎮守やその他の社祠の在り方の変更を目論んだのであり、それは明治以降の神社政策の方向を性格づけるものでもあつた。

明治維新政府の当局者が、村落所在の社祠が人民に占める位置をどのように考えたか不明ではあるが、一般的にはそれらは近代社会においてもはや新たな人民の統合紐帯であるという意味が薄れてゆくということは充分自覚していたであろう。特に彼らの創りあげた神社制度は多くの非列格社を生じ、人民と社祠の乖離を進めるものであつたが、新神社制度の整備は

明治維新の基本方針であり簡単に変更できるものでもなかつた。

（1）『有賀喜左衛門著作集・Ⅷ』「社会関係の基礎構造と類型の意味」一〇四頁。

（2）政治と信仰との融合こそ氏神鎮守の基本性格であつたが、それが特定の神道理論と結びつくということは本来的なものではない。明治以降の神社制度が創り出されたものであることは、今さらのべる必要もないが、柳田国男に極めて示唆的な論述がある、すなわち、「明治になつて神祇官が代表して居た平田派の神道、或は国学院派とも称すべき神道でありますが、是とてもある時代が来たならば雲散霧消せぬものとは断定できず、又今日此派の立脚地が神官官選の制度に在るもので、言はば人為的のものだと云ふことは争はれないのであります。」（『柳田国男集・第十巻』四三八頁。「神道私見」大正七年。）

七、結びに代えて――祭祀組織と国家統制――

村落所在の神社の研究は宮座の研究、小祠の研究という方法をもつて発展してきた。それらの多くは村落組織との関連において、また民俗信仰の本質究明の立場からの研究であつたように思われる。

村落所在の神社や社祠は明治以降に限つてみても、国家的統制の厳しい影響を受けていることは明らかである。当然、国家的統制は民俗慣行としての祭祀をめぐる事柄にも影響を与えている、また祭祀組織も大きく変化せしめられている。従つて、村落組織それ自体の変遷にともなう祭祀組織の変化変遷の研究とともに、村落の祭祀組織を直接に外部から規制した国家による神社行政、政策をそれぞれの時期において検討することは必至であろう。

神社が国家の宗祀であるという原則[1]が貫ぬかれる限り、神社および神社に紛わしいと考えられたものに対して国家の厳しい統制が加えられるのは当然であつた。

神社や社祠に対する国家の統制は明治政府の成立と共に強力に推進せしめられた。村落所在の神社ももちろん例外である筈は無かつた。神社は公認されるものと、されないものが明確に分けられた。公認されたものは神社明細帳に登載され、あ

るいは社格を付与されることによつて神社の階統構造に組み込まれていつた。

村より国家にいたる行政区画区分と対応する形態をとつて、神社をそれぞれの区分に見合う社格（県社、府社、藩社、郷社、村社）によつて序列づけ、神社階統構造に組み込むという方針を立てたのであつた。しかし神社由緒の問題もからみ簡単に実現はしなかつた。政府の方針もそれ自身の内に整理不充分な面もあり、それの調整が明治初期の神社行政の課題であつた、またそれは後にいたるまで多くの問題として残つたのであつた。

明治初期の近代的神社制度の整備されてゆく期間は村落も急激な変動をむかえたときであつた。その時期の村落祭祀組織の再編成の問題を神社政策の側面から検討することも必要であろう。それは従来の研究に欠けていた側面であると思われる。

村落の氏神鎮守の村落の統合に果した役割を考えると、明治初期の国家統合期に神社階統制度の整備を政策として樹てたことは充分な意味をもつたことであつた。

氏神鎮守が村や町の統合の表象としての役割を果してきたという事実に基づいて、氏神鎮守やそれに一定の関係をもつて結びついているその他の諸社祠が、上級政治組織と下級の政治組織の関係を示すものとして現象したことはいうまでもない。上級の政治組織は下級のそれを自己の組織内に確固として位置付けるために、その統合の表象としての氏神鎮守に何らかの統制を加えるという従来の方式を明治政府は踏襲したものであると考えることもできよう。すなわち、各集団、組織の統合の表象としての社祠はつねにより上級の集団、組織の表象たる社祠に結合してゆくという志向を持つていた。このことは日本社会の構造的性格より帰結されることであつた。明治初期において、伊勢神宮を頂点とし、村々の「矮小神祠」を基底とした神社階統構造は神社明細帳への登載、列格という具体的手続を経て一応再編成、あるいは創出されたのであつた。もちろん時代によりその社会の表象の具体的な表われ方は異つていたが、すなわち、各集団、組織の統合表象が具体的に何であつたかをきめることは難かしいが、その集団や組織を守護する神仏に求められてきたのが一般であつた。明治維新後に

おいて、伊勢神宮を頂点とする各級の神社がそれにあてられるべく考えられたのは、この意味からいつて当然であつた。

この階統構造は、一応古代において成立したとみることができるがその後の政治のあり方はこの階統構造を社会の表面からは消し去つたような状況であつたが、その構造を支える基盤となる家の互助集団や村や領国内の社寺の関係の中に連綿として保たれていた。

古代の神社階統構造を再現することが維新政府の目標であつたとはいえ、明治初期の極めて短期間に整然とした神社階統構造が創出され、それが多くの人民に当然のことのように思われ、また奇異の感じを与えなかつたということは改めて注目しなくてはならない事柄であろう。

明治初期以来、神社が強力な国家統制の下におかれたことは、当然に従前の社祠の性格を変化させないわけにはゆかなかつた。

某々神社（じんじゃ）という現在あまりにも一般的に用いられている称呼法もそれが極く一般的になつたのは明治以来の新らしい変化であつたことを指摘しておきたい。(2)

国家に統合された個々の人々や村や町が、個人の生活感情において矛盾なく受入れることのできる国家構造の構成原理が存在したという事実、すなわち、従来の生活組織の一層上級の組織と結合しうるものが下級のそれにも存した。下層の組織は自己の構成組織原理が新国家においても同様に採用されたという実感が広範に基底の社会にあつたということは事実であろう。

人民を神社階統構造のそれぞれの神社に対応させて考えるばあい、人民すべてを網羅する仕組が創られねばならず、それは当然新たな行政機構と対応させて考える必要があつた。明治以降の近代国家の生成過程において、国家と人民との関係を具体的に示す事実は神社をめぐる事柄以外にも数多くあげることができよう。ここでとりあげる神社と村や町の氏神鎮守と

は正に国家と村や町の住民組織の関係を具体的に示す事実として考えられる。

村落の統合の表象としての氏神鎮守は村落住民の村落への帰属意識を集中的に表わす存在であつた。明治国家の近代的階統構造が整備されてゆく過程において、住民組織を国家の階統構造の一部分として位置づけるためにも、村落の氏神鎮守は国家的立場から再整備されなければならないものであつた。

村や町は近代的国家組織においても、その基底をなす住民組織としての存在であり、それを国家組織へ組み込むことは最も重要なことである。とくにその意識的側面においても中央国家組織との位置関係を明確にできるものでなくてはならなかつた。

具体的には天皇と人民との関係を連続する関係としての階統構造的意識を創りださねばならなかつた。

祭政一致の方針を掲げた明治政府は、範を古代国家に求めねばならなかつた。それは国家の構造に合わせた神社の階統構造を再整備する必要となつてあらわれた。明治政府の直面した神社の実態は古代の神社とはその存立の基盤が異つていたことはいうまでもなかつた。氏神鎮守は一定の領域を持つていたが、明治初期にはその領域は新たな行政区画を単位、あるいは基礎とした領域に再編成されねばならなかつた。すなわち政治権力と神社との関係はいわゆる祭政一致といわれる、表裏の関係をなしているようには截然と整備されたものとしては存在しなかつた。明治の神社行政はすべて国家と神社との関係を天皇制国家の枠に適応した形態に整備することであつたと考えてよい。

明治維新以降において、国家は急速に統一国家としての国家諸制度を創りあげ、伊勢神宮を頂点とする神社制度を整備したのであつた。

それは古代に範を求めた方針から当然でてきたものであり、またそれを支える社会的基盤は存在した。その再整備は簡単ではなく、神仏分離の推進も必要であつた。

明治初年の宗教政策として最も激烈な影響を社会に与えたものは神仏分離であつた。神仏分離の結果、従来の一体的に理解できた祭祀組織は神を仏に一応制度的には分離され、神と仏とは異つた系列として政府施策の対象となつた。

神系統のものは個々人の信仰対象としてよりも国家の宗祀となるべきものとして一応の国家管理の対象となつた。明治政府は下部行政単位にそれぞれ各級の表象である神社を定めねばならないということであつた。しかしその神社の行政区画と相即する階統構造は明治期に入つて改めて創られたものであつたが、それらの階統構造を承認できる社会関係の性格は広く社会の基底に存在していたことは先に触れた通りである。すなわち、各領国においては領主の祭祀する神社、寺院を頂点とし各家々の神仏にいたるまでの階統構造は何らかのかたちで存在したのであつた。それら神社相互間の関係を具体的に何に見出すかはさまざまではあつたが、祭神、社殿様式、行事、祭日等の場合もあつた。これらの結合の型は守護神、仏の結びつきに限られたものではなく、あらゆる社会関係にみられるものであつた。

維新政府は社会構造の構造基盤を変えることなく、新しい社会を構築したことにおいて日本のばあいの特殊性があつたのである。別の言葉でいえば連続性を基盤として非連続的側面を実現したのであつた。

近代国家の確立過程において、政府は神社制度の整備を強力に押し進めたことは周知の事実であつた。戦前において神社に関する科学的検討は極めて制限された範囲において許されただけであつた。戦後は神社の社会生活において占める意味が希薄化したという事実と相いまつて研究が進められることは他に比べ少なかつた。

明治維新以降今次戦争の終了に至る間において、わが国の内政は神社行政と離しては考えられなかつた。その意味を考え、また戦前、地域社会において神社の占めた無視できない状況を考えて、明治以降の神社制度の変遷を村落の氏神鎮守のあり方との関連において把えることは極めて重要な作業であるという立場に立つて本研究は始められたのであつた。

神社とは何であろうか、それは明治以降に限つても社会生活にどのような位置を占めるものであつたのか、村落所在の氏

神鎮守やその他の社はどのように変質したのか、それを特に国家権力との関係において吟味する必要があり、氏神鎮守が村落の生活意識を集中的に示す存在であるとして、それが国家によってどのような統制を加えられ、どのように変化させられたかを吟味することは権力と住民との具体的なあり方を示すものであることは明らかであつた。

（1）拙稿「明治初期における村落所在神社と国家統制」参照。

（2）拙稿「神社という称呼について」参照。

〔訂正お詫び〕本誌前号執筆者紹介欄中「日本女子大学米地実氏」を「東京女子大学」と誤記いたしました。同氏にご迷惑をおかけしたことをお詫びし、ここに謹んで訂正いたします。